

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会  
常務理事会規程

(目的)

第1条 業務執行理事の業務の円滑な執行を図るとともに重要事項を審議するため、常務理事会を置くものとする。

(構成)

第2条 会長、副会長、専務理事及び常務理事の業務執行理事で常務理事会を構成する。

- 2 前項に加え、監事がオブザーバーとして出席できる他、議案に係る委員会の委員長又は副委員長等の関係者が、常務理事会の求めに応じて出席できるものとする。

(招集)

第3条 常務理事会は、原則として、毎月1回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 前項の他、業務執行理事は、審議すべき事項等が生じたときは、必要に応じ、原則として3日前までに、事務局長に通知し、会長に招集を請求することができる。
- 3 前項の請求を受けた会長は、臨時常務理事会を招集する。

(審議事項)

第4条 常務理事会は、次の事項を審議・決議する。

- (1) 理事会において審議する事項
- (2) 理事会から委任された事項
- (3) 日常業務における重要な事項
- (4) その他緊急を要する事項

(議長)

第5条 議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠席であるときは副会長が議長となり、会長・副会長が欠席であるときは専務理事が議長となる。

(決議等)

第6条 常務理事会は、特別の利害関係を有する業務執行理事を除く、業務執行理事の過半数の出席を確認して開会する。

- 2 常務理事会の決議は、出席者の過半数をもって決するものとする。
- 3 常務理事会は、原則として非公開とする。

4 緊急を要する場合は、全業務執行理事が参加するメーリングリストによるメール審議を妨げない。メール審議において意思決定する場合には、全業務執行理事の3分の2以上をもって決するものとする。

5 議事録は、事務局長が作成し、次回の常務理事会で承認を得るものとする。

(報告)

第7条 常務理事会は、前条第2項又は第4項により決議したときは、直近の理事会において報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決定するところによる。

(付 則)

1 この規程は、令和2(2020)年6月10日から施行する。